

◎新潟県訓令第15号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係） （1）～（5）（略） <u>（5）の2 大阪事務所における催事等での情報発信 の業務</u> （6）～（13）（略）	別表（第2条関係） （1）～（5）（略） （6）～（13）（略）